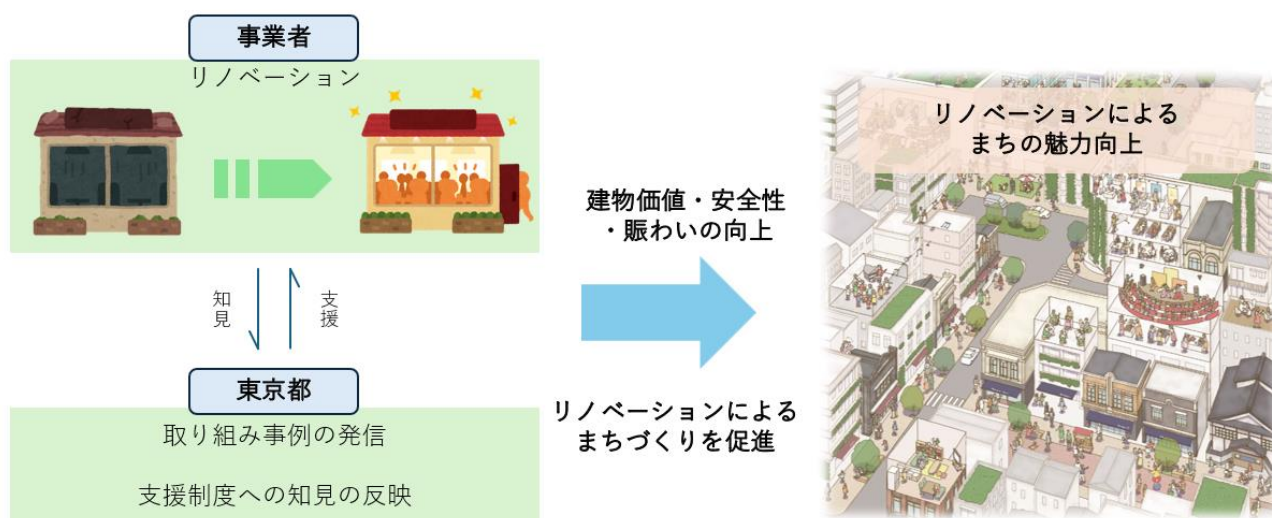


「リノベーション・モデル事業」の概要

民間事業者等が都内に所在する既存ビルをリノベーションするもののうち、地域のにぎわいの創出や街並みの維持形成に資する優良な事業を選定し、リノベーションにかかる費用の一部を都が補助します。都は、事業を取組事例として発信するとともに、新たな制度設計に知見を反映させるなどして、リノベーションによるまちづくりを促進していきます。



■ 地域のにぎわいの創出や街並みの維持形成に資するリノベーションの例

- ・ 新たな来街者等の流入など、エリア全体の価値の向上や活性化に寄与するもの
- ・ 地域へ開かれた建物としてまちの賑わいの創出へ寄与するもの
- ・ 歴史ある建物や地域の愛着ある建物など、既存の街並みを保全・活用するもの など

【補助対象】

改修工事費（設計費・耐震改修工事費を含む）

【補助金の交付額】

1 棟当たり、補助対象となる費用の 1 / 2 かつ 2,000 万円を上限

（1 事業当たり 2 棟分までの交付額を上限）

【主な応募要件】

建築物	➤ 本事業に建築物を活用することについて建物所有者の同意を取得 ➤ 建築基準法その他関係法令に適合した建築物又は今回の工事で適合する建築物 ➤ 耐震性を有する又は耐震改修する建築物 ➤ 原則耐用年数の 1/2 を経過している建築物
事業	➤ 地域のにぎわいの創出や街並みの維持形成に資するリノベーション ➤ 都内で実施するリノベーション ➤ 原則既存ビル全体のリノベーション ➤ 令和 7 年度中にリノベーションに関する設計又は工事に着手し、令和 8 年度中に改修工事及び支払いを完了することが見込まれる事業
提案事業者	➤ 過去 10 年以内に既存ビル全体のリノベーションをした実績 ➤ 建物所有者又は建物所有者と契約関係にあるものが代表事業者

※ 事業終了後 10 年間は財産処分制限があります。